

令和8年度地域医療総合確保基金（医療分）事業メニュー

A事業：県において令和8年度当初予算措置を行い、国からの基金配分額にかかわらず、実施する可能性が高い事業

B事業：県において令和8年度当初予算措置を行わず、国からの基金の配分が十分にあった場合に限り、採択の可否を審査の上、県の補正予算措置を行う事業

| 事業分類 | 事業番号 | 事業区分 | 継続・廃止 | 事業名 | 事業実施主体 | 補助対象経費 | 基準額 | 補助率 | 備考 |
|-------------|------|------|-------|---------------------------------------|---------------------|---|-----------------|-------|---|
| 1.地域医療構想の達成 | 1① | B | 継続 | 医療情報ネットワーク整備事業 | NPO法人おしどりネット | 鳥取県地域医療連携ネットワーク（おしどりネット）構築に係る次の経費（更新に係る費用については、事業の目的が、ネットワークの機能の追加や見直しであり、それらを実現するための手段としてサーバーの更新も含まれる場合に限る） ・データセンターにおけるサーバー等の構築費 ・各医療機関における開示用サーバーの構築費 ・各医療機関における情報連携用のSS-MIXサーバーの構築費 ・回線の構築費 ・セキュリティ対策構築費 ・機能拡充のための改修に係る経費 | 県が必要と認めた額 | 10/10 | |
| | 1② | B | 継続 | | 病院、診療所 | 鳥取県地域医療連携ネットワーク（おしどりネット）に相互参照機関として新たに参加（閲覧のみの参加から相互参照による参加へ移行する場合を含む。）するために必要な次の経費 ・ネットワーク構築費、備品購入費（取付工事費を含む） | 県が必要と認めた額 | 10/10 | |
| | 1③ | B | 継続 | | 病院、診療所、その他県が必要と認めた者 | 医療機関等の相互連携（患者紹介・転院調整）に係る地域医療ネットワークに新たに参加するために要する次の経費（おしどりネット以外） ネットワーク構築費、備品購入費（取付工事費を含む） | 県が必要と認めた額 | 1/2 | ・開設主体が同一の法人である施設間に限定した医療情報連携のための費用については、当該情報連携は当該法人のみに裨益するものであることから基金対象外。 ・個別システム（ネットワーク）を構築する必要性があり、おしどりネットでは代用できないものに限る。 ・電子カルテ・部門システムの導入・更新費用は対象外。 |
| 1.地域医療構想の達成 | 1④ | B | 継続 | 精神科医療機関機能分化推進事業（施設整備） | 精神科医療機関 | 精神科の病床削減・病室の個室化、精神科・重度認知症デイケア施設の整備、精神科救急外来医療センターの設置等により精神科医療機関の機能分化を図るための施設整備費（設計費、工事費、工事請負費） | 県が必要と認めた額 | 1/2 | ・事業実施にあたり、地域医療構想調整会議において合意を得ていること |
| | 1⑤ | B | | 精神科医療機関機能分化推進事業（設備整備） | 精神科医療機関 | 精神科の病床削減・病室の個室化、精神科・重度認知症デイケア施設の整備、精神科救急外来医療センターの設置等により精神科医療機関の機能分化を図るための設備整備費 | 県が必要と認めた額 | 1/2 | ・事業実施にあたり、地域医療構想調整会議において合意を得ていること |
| 1.地域医療構想の達成 | 1⑥ | B | 継続 | 地域医療支援病院・がん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療推進事業 | 病院 | 地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等における歯科保健診療に必要な設備整備費 | 1か所当たり 8,000千円 | 1/2 | |
| 1.地域医療構想の達成 | 1⑦ | B | 継続 | 急性期医療充実施設整備事業 | 救急医療機関 | 急性期医療の充実に必要な施設整備費 | 1か所当たり 10,000千円 | 1/2 | |
| | 1⑧ | B | | 急性期医療充実設備整備事業 | 救急医療機関 | 急性期医療の充実に必要な設備整備費 | 1か所当たり 10,000千円 | 1/2 | |

| 事業分類 | 事業番号 | 事業区分 | 継続・廃止 | 事業名 | 事業実施主体 | 補助対象経費 | 基準額 | 補助率 | 備考 |
|-------------|------|------|-------|--------------------------|--------------------------------------|--|---|-------|--|
| 1.地域医療構想の達成 | 1⑨ | B | 継続 | 病床の機能分化・連携推進基盤整備事業（施設整備） | 病院、有床診療所、その他病床の機能分化・連携推進に寄与すると県が認めた者 | 病床の機能分化、連携を進めていく上で必要な施設整備費（設計費、工事費、工事請負費） | 県が必要と認めた額 | 1/2 | ・基準額は国の標準単価（1m ² 当たり484千円）を参考に算出 ・事業実施にあたり、地域医療構想調整会議において合意を得ていること |
| | 1⑩ | B | 継続 | 病床の機能分化・連携推進基盤整備事業（施設改修） | 病院、有床診療所、その他病床の機能分化・連携推進に寄与すると県が認めた者 | 病床削減に伴い不要となる病棟・病室等を他の用途へ変更（機能転換以外）するために必要な改修費用（設計費、工事費、工事請負費） | 用途変更面積 1 m ² あたり 200,900円（鉄筋コンクリート造） 175,100円（ブロック造） | 1/2 | ・事業実施にあたり、地域医療構想調整会議において合意を得ていること |
| | 1⑪ | B | 継続 | 病床の機能分化・連携推進基盤整備事業（設備整備） | 病院、有床診療所、その他病床の機能分化・連携推進に寄与すると県が認めた者 | 病床の機能分化、連携を進めていく上で必要な設備整備費 | 県が必要と認めた額 | 1/2 | ・事業実施にあたり、地域医療構想調整会議において合意を得ていること |
| | 1⑫ | B | 継続 | 病床の機能分化・連携推進基盤整備事業（損失費用） | 病院、有床診療所 | 病床削減に伴い、不要となる建物（病棟・病室等）や不要となる医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失（財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る） ※医療機器については、廃棄又は売却した場合に発生する損失（「固定資産除却損」、「固定資産廃棄損」及び「固定資産売却損」）のみを対象とする（「有姿除却」は対象としない）。 ※建物については、廃棄又は売却した場合に発生する損失を対象とするが、法人税法上「有姿除却」として認められる場合に限り、廃棄又は売却を伴わない損失（固定資産除却費）についても対象とする。この場合、翌年度以降、解体する際に発生する損失（固定資産廃棄損）についても対象とする。 ※「固定資産売却損」については、関係事業者への売却は対象外とし、第三者への売却のみを対象とする。ただし、複数の不動産鑑定士や専門業者の鑑定状況を踏まえた、市場価格と大幅な乖離がない場合（売却後に「購入者が未使用」又は「売却者が継続使用」する場合を除く。）は、関係事業者でも対象とする。 | 県が必要と認めた額 | 1/2 | ・事業実施にあたり、地域医療構想調整会議において合意を得ていること |
| | 1⑬ | B | 継続 | 病床の機能分化・連携推進基盤整備事業（人件費） | 病院、有床診療所 | 早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上澄みされた退職金の割り増し相当額（地域医療構想の達成に向けた機能転換や病床削減に伴い退職する職員に限り対象とする。） | 職員1人当たり6,000千円 | 1/2 | ・事業実施にあたり、地域医療構想調整会議において合意を得ていること |
| 1.地域医療構想の達成 | 1⑭ | B | 継続 | 新たな地域医療構想における精神医療体制推進事業 | 病院、有床診療所、その他県が認めた者 | 事業の実施に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料）、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費 | 県が必要と認めた額 | 10/10 | |
| 1.地域医療構想の達成 | 1⑮ | B | 継続 | 単独支援給付金支給事業 | ※別紙1参照 | | | | |
| | 1⑯ | B | 継続 | 統合支援給付金支給事業 | | | | | |
| | 1⑰ | B | 継続 | 債務整理支援給付金支給事業 | | | | | |

| 事業分類 | 事業番号 | 事業区分 | 継続・廃止 | 事業名 | 事業実施主体 | 補助対象経費 | 基準額 | 補助率 | 備考 |
|----------------|------|------|-------|---------------------|-----------------------------------|--|--|-------|----|
| 2.居住等における医療の提供 | 2① | A | 継続 | 在宅医療連携拠点事業 | 地区医師会、事業の実施に向け県が必要と認めた者 | 在宅医療を提供する機関等を拠点として、介護支援専門員の資格を持つ看護師等及び医療ソーシャルワーカーを配置し、以下に示す（1）～（6）の活動等を通して地域における包括的かつ継続的な在宅医療を提供するための体制構築に要する次の経費 事業の実施に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）、諸謝金、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費 (1) 地域の医療・介護関係者による協議の場の定期開催 (2) 地域の医療・介護資源の機能等の把握及び地域包括支援センター等との連携 (3) 効率的で質の高い24時間対応の在宅医療提供体制の構築及びチーム医療や多職種協働のための情報共有 (4) 在宅医療に関する普及啓発活動 (5) 地域連携リティカルバスの策定・運用（事業実施主体が地区医師会の場合に限る。） | 1か所当たり 5,000千円、 第3欄に掲げる県が必要と認めた者の場合は、県が必要と認めた額 | 10/10 | |
| 2.居住等における医療の提供 | 2② | A | 継続 | 在宅医療推進のための看護師育成支援事業 | 鳥取大学医学部附属病院 | 在宅医療推進を図り訪問看護等人材育成するための（1）～（3）の教育コースに係る次の経費 (1) 在宅生活志向をもつ看護師育成コース（入職後3年間） (2) 在宅医療・看護体験コース（6か月間） (3) 訪問看護能力強化コース（1年間） 人件費、報償費（謝金）、役務費、旅費、需用費、使用料及び賃借料、備品購入費 | 県が必要と認めた額 | 10/10 | |
| 2.居住等における医療の提供 | 2③ | B | 継続 | 訪問看護ステーションサテライト設置事業 | 指定訪問看護ステーション | 訪問看護ステーションのサテライトを設置するための事務所設置及び訪問車両整備に要する経費。ただし、訪問車両整備については、以下の条件を満たす場合に限るものとし、当該車両の取得に要する経費のうち、自動車税、自動車重量税、保険料（自賠責保険料を含む。）及びサイクル料金（シェレッダースト料金、エアバッグ類料金、フロン類料金、情報管理料金）は補助対象外とする。 ・訪問看護用の新規車両整備（現有車両の買い替えではなく、増車に該当するもの。）であること。 ・事務所を設置した年度中に整備する車両であること。 | ①事務所設置 ・1年目 賃借料一月あたり50千円 敷金200千円 ・2年目 賃借料一月あたり50千円 ②訪問車両整備 1,000千円 | 10/10 | |
| 2.居住等における医療の提供 | 2④ | A | 継続 | 在宅医療普及啓発事業 | 病院、有床診療所、その他在宅医療の普及啓発に寄与すると県が認めた者 | 在宅医療に関する地域住民への普及啓発に必要な次の経費 報償費（謝金）、賃金、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料）、使用料及び賃借料、委託料 | 1か所当たり1,000千円 | 10/10 | |

| 事業分類 | 事業番号 | 事業区分 | 継続・廃止 | 事業名 | 事業実施主体 | 補助対象経費 | 基準額 | 補助率 | 備考 |
|----------------|------|------|-------|----------------------|--|--|---|-------|----|
| 2.居宅等における医療の提供 | 2⑤ | A | 継続 | 医療介護連携のための多職種連携等研修事業 | 県薬剤師会、県リバビリテーション専門職連絡協議会、病院 | 在宅医療関係者の多職種連携研修や各専門職の質の向上に資する研修、在宅医療・介護の連携を担うコーディネーターを育成するための研修及び関連する委員会の実施に必要な次の経費 事業の実施に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料）、使用料及び賃借料、委託料 | 県が必要と認めた額 | 10/10 | |
| | | A | 継続 | | 県歯科医師会、地区歯科医師会 | 在宅歯科医療を実施する歯科医師・歯科衛生士等を養成・確保するための講習会・研修会等の開催及び関連多職種（歯科医師、医師、歯科衛生士、看護師、言語聴覚士等）を対象とした研修・実習に要する経費（報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料）、使用料及び賃借料）、委託料 | 県が必要と認めた額 | 10/10 | |
| | | A | 継続 | | 県薬剤師会 | 通院が困難な在宅患者を訪問して薬歴管理、服薬指導、服薬支援、薬剤服用状況及び薬剤保管状況の確認等の薬学的管理指導を行う訪問薬剤管理指導の導入研修の実施に必要な次の経費 事業の実施に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料）、使用料及び賃借料、委託料 | 県が必要と認めた額 | 10/10 | |
| 2.居宅等における医療の提供 | 2⑥ | A | 継続 | 訪問看護師養成研修参加支援事業 | 病院、診療所、指定訪問看護ステーション、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム | 鳥取県訪問看護職員養成講習会受講者の受講期間（移動に要する期間は含まない。）中の人件費（給料等の基本給で各種手当等は含まない。） 鳥取県訪問看護職員養成講習会受講者の受講期間（移動に要する期間は含まない。）中の人件費（給料等の基本給で各種手当等は含まない。）のうち 日額7,875円×受講日数（13日を限度とする。）×受講人数（e-ラーニング期間は除く。） | 1か所当たり次により算出された額 日額7,875円×受講日数（13日を限度とする。）×受講人数（e-ラーニング期間は除く。） | 10/10 | |
| | 2⑦ | A | 継続 | 新人訪問看護師同行訪問支援事業 | 指定訪問看護ステーション | 週24時間以上勤務する新人訪問看護師を新たに雇用し、その者について同行訪問を行う訪問看護師に係る人件費（給料等の基本給で各種手当等は含まない。）のうち 日額10,000円以内の額 | 新人訪問看護師1人あたり次により算出された額 日額10,000円×同行訪問日数（40日を限度とする） | 10/10 | |
| | 2⑧ | A | 継続 | 訪問看護師待機手当支援事業 | 指定訪問看護ステーション | 訪問看護を行う看護職員に対して事業所が支払う呼出待機手当 | 1事業所1日当たりの看護職員の待機に対して支払う看護職員呼出待機手当として、次により算出された額 看護職員待機手当日数（勤務時間外に待機を命じた日数－当該待機を命じた日に実際に勤務した日数）×5,000円 | 1/2 | |

| 事業分類 | 事業番号 | 事業区分 | 継続・廃止 | 事業名 | 事業実施主体 | 補助対象経費 | 基準額 | 補助率 | 備考 |
|----------------|------|------|-------|-----------------------|---------------------|--|----------------|-------|---|
| 2.居住等における医療の提供 | 2⑨ | A | 継続 | 訪問看護ステーション機能強化推進事業 | 指定訪問看護ステーション | (1) 機能強化型訪問看護管理療養費 1 または 2 を算定することを目的に、新規に雇用する常勤看護職員の人件費（補助対象期間は 12か月を限度とする。） (2) 訪問看護を行うために必要な車両、医療機器等の設備整備費 ※設備の価格は1品につき100,000円を下限とする。 ※車両整備は、現有車両の買替えではなく、増車に該当し、かつ、増車が必要なことに合理的な理由がある場合に限る。 ※当該車両の取得に要する経費のうち、自動車税、自動車重量税、保険料（自賠責保険料を含む。）及びサイクル料金（シュレッダースト料金、エアバッグ類料金、フロン類料金、情報管理料金）は補助対象外とする。 | 1か所あたり4,000千円 | 1/2 | 機能強化型訪問看護管理療養費 1 または 2 を算定することを目的に、以下のアから工に掲げる全ての事項を実施する事業をいう。ただし、機能強化型訪問看護管理療養費 1 を既に算定している事業所及び機能強化型訪問看護療養費 3 の算定を目指す事業所は、本事業の対象外とする。 ア 新規に常勤看護職員を雇用すること。 イ 本事業を活用し、訪問看護を行うために必要な車両や医療機器等の設備を新規で整備すること。 ウ 本補助金の交付申請後、当該事業所に勤務する看護職員が訪問看護に関する研修を受講するよう努めること。 エ 本補助金の交付申請後、看護学生の実習受け入れを行うよう努めること。 |
| | | | | | | 1か所あたり2,000千円 | 2/3 | | |
| 2.居住等における医療の提供 | 2⑩ | A | 継続 | 職場環境改善による訪問看護職員定着促進事業 | 指定訪問看護ステーション | 現に雇用している看護職員の産前産後休業、育児休業及び介護休業（以下「産休等」という。）の取得にあたって、新規に雇用する代替看護職員の人件費 ※1事業所につき、産休等を取得する看護職員1名に係る代替職員分のみを補助対象とし、当該産休等取得職員の代替として複数名の職員を雇用した場合であっても、1日あたり実人数1名分を申請の限度とする。（補助対象期間は12か月を限度とする。） | 1か所あたり1,985千円 | 1/2 | |
| 2.居住等における医療の提供 | 2⑪ | B | 継続 | 在宅医療推進事業 | 病院、診療所、指定訪問看護ステーション | 訪問看護・在宅医療の充実、精神科在宅復帰等を推進するため、訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーション等（以下「訪問診療等」という。）に用いるための施設改修又は利用者の居宅において訪問診療等を行うにあたり必要となる設備整備を行うために要する経費。ただし、車両整備については、以下の条件を満たす場合に限るものとし、当該車両の取得に要する経費のうち、自動車税、自動車重量税、保険料（自賠責保険料を含む。）及びサイクル料金（シュレッダースト料金、エアバッグ類料金、フロン類料金、情報管理料金）は補助対象外とする。 ・訪問看護、訪問診療又は訪問リハビリテーション用の新規車両整備（現有車両の買い替えではなく、増車に該当するもの。）であること。 ・訪問診療等の推進にあたり増車が必要なことについて合理的な理由があること。 | 1か所当たり2,000千円 | 1/2 | |
| 2.居住等における医療の提供 | 2⑫ | A | 継続 | 在宅歯科医療拠点・支援体制整備事業 | 県歯科医師会 | 在宅歯科医療連携室の運営及び貸出用の訪問歯科診療の医療機器の整備に必要な経費（会議費、研修会開催費、人件費、事務費、備品購入費、委託料（県歯科医師会から地区歯科医師会への委託料に限る。）） | 1か所当たり20,000千円 | 10/10 | |

| 事業分類 | 事業番号 | 事業区分 | 継続・廃止 | 事業名 | 事業実施主体 | 補助対象経費 | 基準額 | 補助率 | 備考 |
|----------------|------|------|-------|----------------------|------------------------------|---|---|-------|-------------|
| 2.居住等における医療の提供 | 2⑬ | A | 継続 | 訪問歯科衛生士養成支援事業 | 県歯科医師会 | 訪問歯科衛生士を養成支援するための研修に必要な次の経費 報償費（謝金）、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料 | 県が必要と認めた額 | 10/10 | |
| 2.居住等における医療の提供 | 2⑭ | B | 継続 | 在宅歯科診療設備整備事業 | 歯科を標榜する病院及び診療所、歯科診療所、地区歯科医師会 | 在宅歯科診療に必要な医療機器等の備品購入費（ただし初度設備に限る。） | 1か所当たり 3,638千円 | 2/3 | |
| 2.居住等における医療の提供 | 2⑮ | A | 継続 | 訪問看護ステーション安全確保対策推進事業 | 指定訪問看護ステーション | 安全確保に必要な機器等の整備費用 (1) 通話録音装置 (2) 下記にあげる防犯装置整備を導入するため必要な機器及び導入に必要なシステム等 ①警備会社によるセキュリティシステムを導入するため必要な機器 ②防犯機器 ・位置検索機能・緊急呼び出し機能付き防犯ブザー ・防犯ボタン付き携帯電話 | 1か所当たり 100千円 (1)、(2)ともに、一事業所につき申請限度は1回とする。 ※(1)又は(2)のみ申請した場合は、他方を翌年度以降に申請することは可能。 | 1/2 | |
| 2.居住等における医療の提供 | 2⑯ | A | 継続 | 訪問看護の体制充実支援事業 | 県看護協会 | 中山間地域の訪問看護体制確保支援事業及び訪問看護の複数名訪問支援事業の実施に要する次の経費 事業の実施に必要な人件費、旅費、需用費、役務費、備品購入費、使用料及び賃借料 | 知事が必要と認めた額 | 10/10 | |
| 2.居住等における医療の提供 | 2⑰ | A | 継続 | 中山間地域の訪問看護体制確保支援事業 | 指定訪問看護ステーション | 中山間地域の利用者への訪問看護の提供に係る経費 (訪問看護ステーションから訪問先までが片道30分以上 1時間未満の場合に限る) | 中山間地域への訪問件数×1,300円 (R8年度は単価が2,000円に変更となる可能性あり) | 10/10 | 県看護協会への間接補助 |
| 2.居住等における医療の提供 | 2⑱ | A | 継続 | 訪問看護の複数名訪問支援事業 | 指定訪問看護ステーション | 利用者等からの暴力行為等に対応するため、複数名の訪問者による訪問看護を行う場合の経費（利用者等からの同意が得られないために診療報酬の加算が適用されない場合に限る） | 複数名訪問回数×2,250円 | 10/10 | 県看護協会への間接補助 |
| 2.居住等における医療の提供 | 2⑲ | A | 新規 | 訪問看護熱中症対策支援事業 | 訪問看護ステーション | 家庭訪問を行う際の熱中症対策に必要な物品（空調服、保冷剤用冷蔵ボックス等）を購入する費用 | 1か所当たり300千円（1事業所につき申請限度は1回とする） | 1/2 | |

| 事業分類 | 事業番号 | 事業区分 | 継続・廃止 | 事業名 | 事業実施主体 | 補助対象経費 | 基準額 | 補助率 | 備考 |
|------------|------|------|-------|----------------|--|--|--|-------|----|
| 4.医療従事者の確保 | 3① | A | 継続 | 産科医等確保支援事業 | 分娩を取り扱う病院、診療所 | 分娩を取り扱う産科・産婦人科医及び助産師に支給する分娩手当及び帝王切開を支援した医師に対して支給する報償費 | 分娩件数×10,000円 ただし、診療所については、帝王切開を支援した医師（当該診療所に所属する医師を除く。）がいる場合、帝王切開件数×5,000円×対象医師数（2名を上限とする。）を加算する。 | 1/3 | |
| 4.医療従事者の確保 | 3② | A | 継続 | 助産師等待機手当支援事業 | 分娩を取り扱う病院、診療所 | 分娩を取り扱う助産師・看護師・准看護師に対して、処遇改善を目的として勤務時間外に待機を命じた日に応じて支給される呼出機手当 | 1か所当たり次により算出された額 呼出機手当支給日数（勤務時間外に待機を命じた日数－当該待機を命じた日に実際に勤務した日数）×5,000円 | 1/2 | |
| 4.医療従事者の確保 | 3③ | A | 継続 | 救急勤務医支援事業 | 第二次救急医療機関、総合周産期母子医療センター又は地域周産期母子医療センター | 休日・夜間に救急対応を行う医師に支払われる救急勤務医手当 ※救急勤務医手当とは、宿日直手当や超過勤務手当とは別に、医師の救急医療への参画を条件に当該医療機関に勤務する職員に対して支給される手当であることが就業規則等に明記されたものとする。 | 1人1回当たり 休日（日中）4,523円 夜間6,220円 | 1/3 | |
| 4.医療従事者の確保 | 3④ | A | 継続 | 新生児医療担当医確保支援事業 | NICUを設置する病院 | NICUにおいて新生児を担当する医師の処遇改善を目的として支給されるNICUに入院する新生児に応じて支給される手当（新生児担当医手当等） | 新生児1人当たり 10,000円 | 1/3 | |
| 4.医療従事者の確保 | 3⑤ | B | 継続 | 女性医師就業環境整備事業 | 病院、診療所 | 女性医師の就業環境整備のために必要な女性専用休憩室、更衣室、授乳室、搾乳室、トイレ、洗面所、シャワー室、当直室等の施設整備費（設計費、工事費、工事請負費）及び備品購入費 | 1か所当たり 1,000千円 | 1/2 | |
| 4.医療従事者の確保 | 3⑥ | A | 継続 | 歯科衛生士復職支援事業 | 県歯科医師会、地区歯科医師会 | 歯科衛生士の復職支援に係る事業に必要な経費（報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料、広告料）、備品購入費、使用料及び賃借料、委託費） | 1か所当たり 2,400千円 | 10/10 | |

| 事業分類 | 事業番号 | 事業区分 | 継続・廃止 | 事業名 | 事業実施主体 | 補助対象経費 | 基準額 | 補助率 | 備考 |
|------------|------|------|-------|-------------|--|---|--|-----|----|
| 4.医療従事者の確保 | 3⑦ | A | 継続 | 新人看護職員研修事業 | 新人看護職員を採用した病院、診療所、介護老人保健施設、指定訪問看護ステーション、介護老人福祉施設 | <p>新人看護職員研修ガイドラインに基づく、新人看護職員（主として免許取得後初めて就労する保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。）研修に要する経費</p> <p>次の(1)、(2)及び(3)により算出された額の合計額とする。</p> <p>(1)研修経費 研修責任者経費（謝金、人件費、手当）、報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、賃金（外部の研修参加に伴う代替職員経費）</p> <p>(2)教育担当者経費（謝金、人件費、手当）</p> <p>(3)医療機関受入研修事業経費 教育担当者経費（謝金、人件費、手当）、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費</p> | <p>新人看護職員が1名のとき440千円（ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合586千円）</p> <p>新人看護職員が2名以上のとき630千円（ただし、新人保健師研修・新人助産師研修のいずれかを含む場合776千円、新人保健師研修・新人助産師研修の両方を含む場合922千円とする。）</p> <p>新人看護職員5名以上の場合に5名ごとに215千円</p> <p>(注) 新人看護職員の人数は、当該年度の4月末現在に在職している新人看護職員、新人保健師及び新人助産師であって、それぞれの研修に参加する人数とし、上限を70名とする。 なお、新人看護職員研修、新人保健師研修又は、新人助産師研修の複数の研修を実施する施設において、複数の研修に参加する者は1名として計上する。</p> <p>1～4名を受け入れる場合、1施設当たり113千円 5～9名を受け入れる場合、1施設当たり226千円 10～14名を受け入れる場合、1施設当たり566千円 15～19名を受け入れる場合、1施設当たり849千円 20名以上受け入れる場合、1施設当たり1,132千円 受け入れる新人看護職員数が20名を超える場合、1名増すごとに45千円</p> <p>(注) 1 医療機関受入研修事業は複数月で実施すること。 2 医療機関受入研修事業における受入人数については、1人当たり年間40時間で1人とし、上限は30人とする。なお、1人40時間に満たない場合は、複数人で40時間となれば1人とする。</p> | 1/2 | |
| 4.医療従事者の確保 | 3⑧ | A | 継続 | 助産師資質向上支援事業 | 県看護協会 | 助産師の資質及び実践力向上のための助産師の習熟度に応じた研修会に係る次の経費 報償費（謝金）、役務費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食料費）、使用料及び賃借料 | 県が必要と認めた額 | 1/2 | |

| 事業分類 | 事業番号 | 事業区分 | 継続・廃止 | 事業名 | 事業実施主体 | 補助対象経費 | 基準額 | 補助率 | 備考 |
|------------|------|------|-------|--------------------------|---|---|--|-------|---|
| 4.医療従事者の確保 | 3⑨ | A | 継続 | 認定看護師及び認定看護管理者養成研修受講補助事業 | (ア) 病院、県看護協会 (イ) 自治体立、国立大学法人立、独立行政法人国立病院機構立及び、独立行政法人労働者健康福祉機構立の病院 | (ア) 認定看護管理者研修のサードレベルの受講に要する旅費、受講料、資料代 (イ) 公益社団法人日本看護協会が認定看護師教育機関として認定した施設（日本看護協会認定看護師規則第11条の規定に基づき認定した施設をいう。）及び一般社団法人日本精神科看護協会施設が実施する認定看護師養成研修へ看護職員を派遣し、当該研修会の受講に要する経費として負担した経費（入学金、授業料、実習料）。（受講申込手続の都合上、当該研修の受講年度が経費を負担した年度の翌年度となる場合を含む。） | (ア) 看護職員 1人当たり 500千円 (イ) 看護職員 1人当たり 750千円 | 10/10 | 受講料については、受講申込手続の都合上、当該研修の受講年度が経費を負担した年度の翌年度となる場合を含む。 (R 9年度研修の受講料をR 8年度中に負担した場合) |
| 4.医療従事者の確保 | 3⑩ | A | 継続 | 看護師の特定行為研修受講補助事業 | 看護師の特定行為研修の指定研修機関で行われる特定行為研修へ看護職員を派遣するために当該研修会の受講に要する経費として負担した経費（旅費、受講料（入学料、授業料）、実習料）。（受講申込手続の都合上、当該研修の受講年度が経費を負担した年度の翌年度となる場合を含む。） | 次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする (1)看護師の特定行為研修の指定研修機関が実施する特定行為研修に看護職員を派遣する医療機関、訪問看護事業所 | 看護職員 1人当たり（1人につき1回限り） 旅費 200千円 旅費を除く補助対象経費の合計 550千円 | 10/10 | 受講料については、受講申込手続の都合上、当該研修の受講年度が経費を負担した年度の翌年度となる場合を含む。 (R 9年度研修の受講料をR 8年度中に負担した場合) |
| | | | | | 看護師の特定行為研修の指定研修機関が実施する特定行為研修に看護職員を派遣する訪問看護事業所 | (2)訪問看護ステーションが特定行為研修への派遣者の代替職員を採用した場合の人工件費（報酬、賃金、共済費）。 | 1か所当たり次により算出された額 日額 7,875円×採用日数 (700千円を上限とする) | | |
| 4.医療従事者の確保 | 3⑪ | A | 継続 | 看護師の特定行為研修推進事業 | 看護師の特定行為研修の指定研修機関及び協力施設 | (1) 看護師の特定行為研修として他施設から受け入れた受講生に対し実習指導を行った医師又は看護師の人工件費。 | 他施設から受け入れた受講生 1人当たり (1) 医師及び看護師が指導に従事した場合 600千円 (2) 医師又は看護師のどちらか一方が指導に従事した場合 300千円 | 定額 | |
| | | | | | | (2) 看護師の特定行為研修として他施設の受講生を受け入れる（実習又はその支援に限る）場合の実習用備品購入費 | 1か所当たり 1,000千円 | | |
| 4.医療従事者の確保 | 3⑫ | A | 継続 | 中山間地域の病院看護師確保事業 | 公立病院及び公的医療機関 | 看護師確保に課題を抱える中山間地域の病院に看護師を派遣する公立病院等に対し、看護師派遣に伴い新たに代替看護師を雇用する場合の人工件費（報酬、賃金、共済費） | 看護師1人あたり 4,162千円 (看護師派遣1人につき代替看護師1人とする) | 1/2 | |

| 事業分類 | 事業番号 | 事業区分 | 継続・廃止 | 事業名 | 事業実施主体 | 補助対象経費 | 基準額 | 補助率 | 備考 |
|------------|------|------|-------|----------------------------|----------------------------------|---|--|---|--|
| 4.医療従事者の確保 | 3⑩ | A | 継続 | 看護師等養成所運営事業 | 看護師等養成所 (県立を除く) | 1 教員経費 2 事務職員経費 3 生徒経費 4 実習施設謝金 5 へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施経費 6 新任看護教員研修事業実施経費 | 以下の基準の合計額に調整率を乗じて得た額 看護師養成所 ※ () 内は准看護師養成所 養成所 1 か所あたり 16,178,000円 (8,080,000円) 専任教員増員分 1,842,000円 事務職員 1 か所当たり536,000円 生徒 1 人あたり15,500円 (13,100円) を 乗じて得た額 へき地等の地域における養成所に対する重点 支援事業実施設 1 か所当たり 1,087,000円 (973,000円) 新任看護教員研修事業実施設について受 講者 1 人当たり340,000円 (調整率) 定員181人以上 0. 9 2 定員161人以上180人以下 0. 9 4 定員121人以上160人以下 1. 0 0 定員81人以上120人以下 1. 0 2 定員80人以下 1. 0 4 | 10/10 | <R8年度より以下単価 を変更予定> ・養成所 1 か所あたり 17,751,000円 (8,866,000円) ・専任教員増員分 2,061,000 ・生徒 1 人あたり 16,000円 (13,000 円) を乗じて得た額 |
| 4.医療従事者の確保 | 3⑪ | B | 継続 | 看護教育教材整備事業 | 看護師等養成所 (県立を除く) | 看護職員の養成に必要な図書・教材の整備に係る備品購入費 (図書は「看護師等 養成所の運営に関する指導ガイドライン」別表7~10に該当するものに限る。備品は取 得価格が10万円以上であるものに限る。) | 1 か所当たり 7,200千円 | 2/3 | |
| 4.医療従事者の確保 | 3⑫ | B | 継続 | 看護師等養成所施設・設備整備事業 (施設整備) | 看護師等養成所 (県立を除く) | 看護師等養成所の管理運営に必要な施設整備費 (設計費、工事費、工事請負 費) | 1 か所当たり 3,000千円 | 1/2 | |
| 4.医療従事者の確保 | | B | 継続 | 看護師等養成所施設・設備整備事業 (設備整備) | 看護師等養成所 (県立を除く) | 看護師等養成所の管理運営に必要な設備整備に要する経費 | 1 か所当たり 1,000千円 | 1/2 | |
| 4.医療従事者の確保 | 3⑬ | B | 継続 | 看護師宿舎施設整備事業 | 病院、診療所 (公 的団体及び地方公 共団体を除く) | 病院の看護師宿舎の個室整備に伴う新築、増改築、改修に要する施設整備費 (バル コニー、廊下、階段等共通部門を含む。) (設計費、工事費、工事請負費) | 次に掲げる基準面積に基準単価を乗じた額と する。 基準面積: 看護師 1 人当たり 3.3m ² 基準単価: 鉄筋コンクリート178,500円、ブ ロック156,000円、木造178,500円 (既存病床数が医療計画上の基準病床数に 占める割合が 10.5% 以上の場合は、0. 95 の調整率を乗ずる。) | 1/3 | |
| 4.医療従事者の確保 | 3⑭ | A | 継続 | 看護教員養成支援事業 | 看護師等養成施設 (県立を除く)、病 院 | 次の (1)、(2) 及び (3) により算出された額の合計額とする。 (1) 看護教員養成講習会への派遣に要する旅費、受講料 (入学料、授業料) 、 資料代 | 県が必要と認めた額 | 1/2 (ただし 県立病院 のみ 10/10と する。) | |
| | | | | | | (2) 大学における看護教員養成への派遣に要する旅費、受講料 (入学料、授業 料、検定料、学会等参加費) 、資料代 | 県が必要と認めた額 | | |
| | | | | | | (3) 看護教員養成講習会又は大学への研修派遣者の代替看護職員を採用した場 合の人件費 (報酬、賃金、共済費) | 1 か所当たり次により算出された額 月額 248千円×採用月数×採用人数 | 10/10 | |

| 事業分類 | 事業番号 | 事業区分 | 継続・廃止 | 事業名 | 事業実施主体 | 補助対象経費 | 基準額 | 補助率 | 備考 |
|------------|------|------|-------|--------------------------|---------------------------------|---|---|---|----|
| 4.医療従事者の確保 | 3⑧ | A | 継続 | 看護職員実習指導者養成支援事業 | 病院、診療所、介護保険関係施設 | 次の（1）、（2）により算出された額の合計額とする。 (1) 実習指導者養成講習会の受講に要する旅費、受講料、資料代 (2) 実習指導者養成講習会受講者の代替看護職員を採用した場合の人事費（報酬、賃金、共済費）及び受講者人事費 (3) 訪問看護ステーションに限り、代替看護職員を採用しない場合、実習指導者養成講習会受講者分に該当する人事費 | 県が必要と認めた額 1か所当たり次により算出された額 (代替人事費) 日額7,875円×採用日数 (人事費) 日額7,500円×受講日数 | 1/2 (ただし、特定分野研修は10/10とする。) 10/10 10/10 | |
| 4.医療従事者の確保 | 3⑨ | B | 継続 | 歯科技工士養成所施設・設備等整備事業（施設整備） | 歯科技工士養成所 | 歯科技工士養成所の運営に必要な施設整備費（設計費、工事費、工事請負費） | 県が必要と認めた額 | 2/3 | |
| 4.医療従事者の確保 | 3⑩ | B | 継続 | 歯科技工士養成所施設・設備等整備事業（設備整備） | 歯科技工士養成所 | 歯科技工士養成所の運営に必要な設備整備、教材の購入を行うために必要な経費 | 県が必要と認めた額 | 設備整備2/3 教材の購入10/10 | |
| 4.医療従事者の確保 | 3⑪ | A | 継続 | 周産期医療に係わる専門的スタッフの養成事業 | 鳥取大学医学部附属病院 | 総合周産期母子医療センター及びNICUにおける医師、看護師の負担を軽減し、専門的スタッフの養成を行うために配置する、入院患者の家族支援を行う臨床心理士又は公認心理師1名に係る人事費 | 県が必要と認めた額 | 10/10 | |
| 4.医療従事者の確保 | 3⑫ | A | 継続 | 医師等環境改善事業 | 病院、診療所、指定訪問看護ステーション | 医師事務作業補助者及び看護師事務作業代行職員（以下、「医療クラーク等」）に係る当該年度の増員として、新たに採用又は配置換を行った場合（以下、「増員」）の人事費及び派遣を受けた場合の委託料（年度途中に行った増員についても対象とする）。 ※交付申請年度の前年度に行った増員で、増員後12か月間にかかる人事費及び派遣を受けた場合の委託料について交付申請年度にかかる部分は対象とする。（当該人事費及び派遣を受けた場合の委託料について、交付申請年度の前年度に本事業の交付決定を受けている場合に限る） | 1か所当たり次により算出された額 月額210千円×事業月数（※1）×人数（5名以内）（※2） ※1 月の中途から補助対象となる職員を雇用した場合、日割りで算出する。 ※2 補助対象となる職員が勤務時間中に医療クラーク等としての業務以外の業務を行う場合、医療クラーク等としての業務時間で正規の勤務時間で除した数を乗じる。 | 1/2 | |
| 4.医療従事者の確保 | 3⑬ | A | 継続 | 病院内保育所運営事業 | 病院内保育所を設置する病院（自治体立病院及び公的病院を除く。） | 病院内保育所運営事業を行うために必要な保育士等の職員の人事費（給料、諸手当等）及び委託料（内訳は人事費とする。） | （基本額－保育料収入相当額）×負担能力指数による調整率 基本額 1（2.4.6）人×180,800円×運営月数（加算額） 24時間保育 23,410円×運営日数 病児等保育 187,560円×運営月数 児童保育加算 10,670円×運営日数 | 2/3 | |
| 4.医療従事者の確保 | 3⑭ | B | 継続 | 病院内保育所施設整備事業 | 病院内保育所を設置する病院 | 病院内保育所として必要な新築、増改築及び改修（既存の病院内保育所の改修は除く。）に必要な施設整備費（工事費、工事請負費） | 次に掲げる基準面積に基準単価を乗じた額に、調整率を乗じて得た額 基準面積：収容定員×5m ² （ただし、30人を限度とする。） 基準単価：鉄筋コンクリート 148,300円、ブロック 129,900円、木造 148,300円（既存病床数が医療計画上の基準病床数に占める割合が105%以上の場合は、0.95の調整率を乗ずる。） | 1/2 | |

| 事業分類 | 事業番号 | 事業区分 | 継続・廃止 | 事業名 | 事業実施主体 | 補助対象経費 | 基準額 | 補助率 | 備考 |
|------------|------|------|-------|----------------------|---|---|-----------------------------|-------------|----|
| 4.医療従事者の確保 | 3② | B | 継続 | 共同利用型保育施設運営事業 | 自院及び他の医療機関（病院、診療所、助産所、指定訪問看護ステーション）の職員の子を対象とし、以下の要件を満たす保育施設を設置する病院 ・定員の2割又は10人以上を他の医療機関の職員併として確保していること。 ・夜間保育（原則、年中無休）を実施していること。 ・病児・病後児保育（夜間含む）を実施していること。 | 病院内保育施設の運営を行うために必要な職員の人工費（給料、諸手当等）及び委託料（内訳は人工費とする。） | 県が必要と認めた額 | 2/3 | |
| 4.医療従事者の確保 | 3② | B | 継続 | 共同利用型保育施設・設備整備事業 | 共同利用型院内保育所を設置する病院 | 病院内保育を行うために必要な施設整備費（設計費、工事費、工事請負費）及び設備整備費 | 県が必要と認めた額 | 2/3 | |
| 4.医療従事者の確保 | 3② | A | 継続 | 小児救急医療支援事業 | 市町村（市町村が組織する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する組合を含む） | 小児救急医療に係る休日夜間の診療体制の整備に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等とする。）及び報償費（医師雇上謝金とする。） | 26,310円×診療日数 | 2/3 | |
| 4.医療従事者の確保 | 3② | A | 継続 | 地域医療連携研修会開催支援事業 | 医療機関、県医師会、地区医師会、県が適当と認める者 | 4疾病6事業に関して、地域の医療関係者が参加する連携推進等のための研修会等の開催にかかる報償費（謝金）、役務費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費 | 4疾病6事業ごとに1か所当たり2,000千円 | 2/3 | |
| 4.医療従事者の確保 | 3② | A | 継続 | 鳥取大学医学部附属病院腎センター支援事業 | 鳥取大学医学部附属病院 | 鳥取大学医学部附属病院の「腎センター」の体制整備のために配置する医師の人工費 | 県が必要と認めた額 | 1/2 | |
| 4.医療従事者の確保 | 3② | A | 継続 | ロボット支援手術推進事業 | 鳥取大学医学部附属病院 | 鳥取大学医学部附属病院のロボット支援手術に関する教育研究活動に従事する者の人工費 | 県が必要と認めた額 | 1/2 | |
| 4.医療従事者の確保 | 3③ | A | 継続 | 中山間地域におけるオンライン診療推進事業 | へき地医療拠点病院等 | 医師不足の課題を抱える中山間地域等において行う以下の取組について補助する。 ①オンライン診療を行うための情報通信機器等の導入に係る経費（オンライン診療に係るシステム等のアカウント費用、初期設定費用等は初度経費に限る） ②オンライン診療時に患者の受診支援を行う看護師の派遣 | ①750千円 ②1人当たりの時間単価2,000円 | ①2/3 ②定額 | |

| 事業分類 | 事業番号 | 事業区分 | 継続・廃止 | 事業名 | 事業実施主体 | 補助対象経費 | 基準額 | 補助率 | 備考 |
|----------------------|------|------|-------|--------------------------------------|--|---|---|--|----|
| 4.医療従事者の確保 | 3① | A | 継続 | 中山間地域における地域の医療維持支援事業 | 次に掲げる地域を含む市町村 ①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域 ②山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に規定する振興山村 ③特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域 | (1) 複数の市町村（当該市町村又は当該市町村が組織する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する組合が設置する病院及び診療所を含む）が連携して行う病院勤務医確保の取組として、次に掲げる経費 ①医師の募集に要する経費 ②医師の受入れに要する経費 ③医療機関間等の連携のために必要となるICTシステム構築経費 ④その他必要となる経費（原則、派遣医師の人事費を除く） (2) 民間診療所の新規開設・事業承継支援の取組として、次に掲げる経費 ①土地、建物の取得費 ②医療機器の取得費 ③建物の建設工事費及び改修工事費 ④看護師、医療技術者等の募集に要する経費 ⑤かかりつけ医療機関の機能強化に資する高額医療機器等の取得費 | (1) 20,000千円 (2) 20,000千円（ただし、⑤の支援を行う場合、30,000千円を加算する。） | 1/2 | |
| 4.医療従事者の確保 | 3② | A | 継続 | 特定技能制度を活用した看護補助者確保事業 | 病院 | 介護福祉士の資格の取得を目指す外国人材を特定技能制度を活用して採用する際に必要となる、外国人材の採用に要する初期費用及び医療現場で円滑に就労するための環境整備に要する費用 | 県が必要と認めた額 | 1/2 | |
| 4.医療従事者の確保 | 3③ | A | 継続 | 病院看護職員等安全確保対策推進事業 | 病院、診療所 | 看護職員等の安全確保のために通話録音装置を整備する費用 | 1施設当たり100千円 一施設につき申請限度は1回とする。 | 1/2 | |
| 6.勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備 | 4① | A | 継続 | 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備支援事業 | 県が必要と認めた医療機関 | 事業の実施に必要な給与費、諸謝金、賃金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、委託料、備品購入費、工事請負費 | 133千円×病床数 ※当該医療機関が病床機能報告により都道府県へ報告している稼働病床数（ただし、療養病床を除く） ※「精神科救急」を根拠とする場合は精神科病床の稼働病床数 | 10/10 (ただし、資産形成に係る経費に対しては1/2とする。) 詳細は別紙2参照 | |
| 6.勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備 | 4② | A | 継続 | 大学病院に対する勤務環境改善支援（地域医療勤務環境改善体制整備特別事業） | 医師の育成・教育研修を行う医療機関 | 医師の労働時間短縮に向けた取組として、「医師労働時間短縮計画」に基づく取組を総合的に実施する事業に係る経費 | 1床当たりの標準単価：266千円 | 10/10 (ただし、資産形成に係る経費に対しては1/2とする。) 詳細は別紙2参照 | |

※上記の事業には、県の直営事業及び事業者へ委託して実施する事業は含まない。

事業メニュー一覧（別紙1）

別記4

地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業

1 目的

地域医療構想（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第7号に規定する「地域医療構想」をいう。以下同じ。）の実現に向けた取組を支援することを目的とする。

（1）単独支援給付金支給事業

病院又は診療所であって療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。）又は一般病床（同項第5号に規定する一般病床をいう。）を有するもの（以下「医療機関」という。）が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施する場合、減少する病床数に応じた給付金を支給することにより、地域医療構想の実現に向けた取組を支援することを目的とする。

（2）統合支援給付金支給事業

複数の医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施し統合する場合、当該統合に参加する医療機関に給付金を支給することにより、地域医療構想の実現に向けた取組を支援することを目的とする。

（3）債務整理支援給付金支給事業

複数の医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施し統合する場合、当該統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を、統合後に存続する医療機関が新たに融資を受けて返済する際の、当該融資に係る利子の全部又は一部に相当する額に係る給付金を支給することにより、地域医療構想の実現に向けた取組を支援することを目的とする。

2 対象事業

（1）単独支援給付金支給事業

平成30年度病床機能報告において、平成30年7月1日時点の病床機能について、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能（以下「対象3区分」という。）と報告した病床数の減少を伴う病床機能再編に関する計画（以下「単独病床機能再編計画」という。）を作成した医療機関の開設者又は開設者であった者を支給対象とした事業であって、次のすべての支給要件を満たすものとする。なお、地域医療構想の実現を目的としたものではない病床機能再編（経営困難等を踏まえた自己破産による廃院）は支給の対象とはならない。

- ① 単独病床機能再編計画について、地域医療構想調整会議（同法第30条の14第1項に規定する「協議の場」をいう。以下同じ。）の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、都道府県が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めたものであること。
- ② 病床機能再編を行う医療機関における病床機能再編後の対象3区分の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における対象3区分として報告された稼働病床数の合計の90%以下であること。

（2）統合支援給付金支給事業

平成30年度病床機能報告において、平成30年7月1日時点の病床機能について、対象3区分と報告した病床数の減少を伴う、次のすべてを満たす統合計画に参加する医療機関（以下「統合関係医療機関」という。）の開設者を支給対象とした事業であって、次のすべての支給要件を満たすものとする。

- ① 統合計画について、地域医療構想調整会議の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、都道府県が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めたものであること。
- ② 統合関係医療機関のうち1以上の病院が廃止（有床診療所化又は無床診療所化も含む。）となること。
- ③ 統合後、統合関係医療機関のうち1以上の医療機関が運営されていること。
- ④ 令和9年3月31日までに統合が完了する計画であり、すべての統合関係医療機関が計画に合意していること。
- ⑤ 統合関係医療機関の対象3区分の総病床数の10%以上減少すること。

（3）債務整理支援給付金支給事業

地域医療構想の実現に資する統合計画に参加し、統合後に存続している医療機関であって、統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに融資を受けた医療機関（以下「承継医療機関」という。）の開設者を支給対象とした事業であって、次のすべての支給要件を満たすものとする。

- ① 地域医療構想調整会議の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、都道府県が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めた統合計画による統合後に存続している医療機関であること。（（2）統合支援給付金支給事業による統合関係医療機関として認められていること。）
- ② 統合関係医療機関のうち1以上の病院が廃止（有床診療所化又は無床診療所化も含む。）となること。
- ③ 統合後、統合関係医療機関のうち1以上の医療機関が運営されていること。
- ④ 統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために金融機関から新たに

融資を受けていること。

- ⑤ 金融機関から取引停止処分を受けていないこと。
- ⑥ 国税、社会保険料又は労働保険料を滞納していないこと。

3 助成額の算定方法

(1) 単独支援給付金支給事業

- ① 平成 30 年度病床機能報告において、対象 3 区分として報告された病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数（対象 3 区分の許可病床数に対象 3 区分の病床稼働率を乗じた数）までの間の病床数の減少について、対象 3 区分の病床稼働率に応じ、減少する病床 1 床当たり下記の表の額を支給する。病床稼働率については、平成 30 年度病床機能報告の数値を用いて算出するものとする。なお、平成 30 年度病床機能報告から令和 2 年 4 月 1 日までに病床機能再編や休棟等により稼働病床数に変更があった医療機関については、平成 30 年度病床機能報告時の対象 3 区分の稼働病床数又は令和 2 年 4 月 1 日時点の対象 3 区分の稼働病床数のいずれか少ない方を基準とすること。

| 病床稼働率 | 減少する場合の 1 床当たりの単価 |
|-------------|-------------------|
| 50%未満 | 1, 140 千円 |
| 50%以上 60%未満 | 1, 368 千円 |
| 60%以上 70%未満 | 1, 596 千円 |
| 70%以上 80%未満 | 1, 824 千円 |
| 80%以上 90%未満 | 2, 052 千円 |
| 90%以上 | 2, 280 千円 |

- ② 一日平均実働病床数以下まで病床数が減少する場合は、一日平均実働病床数以下の病床数の減少については、1 床当たり 2,280 千円を交付する。
- ③ 上記①及び②の算定に当たっては、以下の病床数を除くこと。
 - ・ 回復期機能、介護医療院に転換する病床数
 - ・ 過去に令和 2 年度病床機能再編支援補助金における地域医療構想を推進するための病床削減支援給付金及び本事業の支給対象となった病床数
 - ・ 同一開設者の医療機関へ病床を融通した場合、その融通した病床数

(2) 統合支援給付金支給事業

- ① 統合関係医療機関ごとに、平成 30 年度病床機能報告において、対象 3 区分として報告された病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数までの間の病床数の減少について、対象 3 区分の病床稼働率に応じ、減少する病床 1 床当たり下記の表に基づいて算出された額の合計額を支給する。病床稼働率については、平成 30 年度病床機能報告の数値を用いて算出するものとする。なお、平成 30 年度病床機能報告から令和 2 年 4 月 1 日までに病床機能再編や休棟等により稼働病床数に変更があった医療機関については、平成 30 年度病床機

能報告時の対象3区分の稼働病床数又は令和2年4月1日時点の対象3区分の稼働病床数のいずれか少ない方を基準とすること。

| 病床稼働率 | 減少する場合の1床当たりの単価 |
|------------|-----------------|
| 50%未満 | 1, 140千円 |
| 50%以上60%未満 | 1, 368千円 |
| 60%以上70%未満 | 1, 596千円 |
| 70%以上80%未満 | 1, 824千円 |
| 80%以上90%未満 | 2, 052千円 |
| 90%以上 | 2, 280千円 |

- ② 一日平均実働病床数以下まで病床数が減少する場合は、一日平均実働病床数以下の病床数の減少については、1床あたり2,280千円を支給する。
- ③ 上記①及び②の算定に当たっては、統合関係医療機関間の病床融通数、回復期機能への転換病床数及び介護医療院への転換病床数を除く。
- ④ 「重点支援区域の申請について」（令和2年1月10日付け医政地発0110第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）に基づく重点支援区域として指定された統合関係病院等医療機関については、上記①及び②により算定された金額に1.5を乗じて算定された額の合計額を支給する。
- ⑤ 「地域医療構想における推進区域及びモデル推進区域の設定等について」（令和6年7月31日医政発0731第1号厚生労働省医政局長通知）に基づくモデル推進区域として設定された区域内の統合関係病院等医療機関については、上記①及び②により算定された金額に1.5を乗じて算定された額の合計額を支給する。

（3）債務整理支援給付金支給事業

承継医療機関が統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために、金融機関から新たに受けた融資に対する利子の総額。ただし、融資期間は20年、元本に対する利率は年0.5%を上限として算定する。

4 支給方法

（1）単独支援給付金支給事業

ア. 申請及び支給の方法

- ① 給付金の支給を受けようとする医療機関は、開設地の都道府県に対し、以下の書類を添えて申請を行う。
 - i 単独支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書
 - ii 単独病床機能再編計画（令和9年3月31日までのものに限る。）
 - iii 病床稼働率算出の根拠となる平成30年度病床機能報告の写し又は令和元年度の病床機能報告の写し等

- iv 過年度に申請した単独支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書の写し（過年度に「令和2年度病床機能再編支援補助金における令和2年度地域医療構想を推進するための病床削減支援給付金」又は「地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業のうち単独支援給付金支給事業」により支給を受けている場合に限る。）
 - v 病床融通に関する概要（地域医療連携推進法人による病床融通や医療法第30条の4第10項に基づく複数の公的医療機関等を含めた再編統合の特例等、複数の医療機関の病床機能の分化・連携の取組により病床を融通する場合に限る。）
- ② 都道府県は、地域医療構想調整会議の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえた上で、審査を行い、支給の申請を受けた単独病床機能再編計画が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であるかの判断を行う。
- ③ 判断の結果、都道府県が必要と認め、支給を承認した場合には、当該医療機関に対して給付金を支給する。

イ. 申請受付開始日及び申請期限

- ① 都道府県は、給付金の支給について、可能な限り速やかに開始できるよう努めた上で、申請受付開始日を決定するものとする。
- ② 申請期限は、都道府県医療審議会の開催日程等を踏まえ、都道府県において定める。

（2）統合支援給付金支給事業

ア. 申請及び支給の方法

- ① 統合後も存続する医療機関から本給付金に関する事務を一括して取り扱う医療機関（以下「代表医療機関」という。）を定めるものとし、統合関係医療機関を代表して代表医療機関を通じて、開設地の都道府県に対し、以下の書類を添えて申請を行う。
 - i 統合支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書
 - ii 統合計画（代表医療機関以外の統合関係医療機関の副署があるもの）
(以下の項目を必ず含むこととする)
 - ・ 統合に関する合意の内容（合意日、統合後の医療体制、移転を伴う場合は立地等）
 - ・ 統合に関するスケジュール
 - ・ 統合に関する資金計画（廃止となる医療機関に残債がある場合はその処理計画）
 - iii 病床稼働率算出の根拠となる平成30年度病床機能報告の写し又は令和元年度の病床機能報告の写し
- ② 都道府県は、地域医療構想調整会議の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえた上で、審査を行い、統合関係医療機関から支給の申請を受けた統合計画が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であるかの判断を行う。
- ③ 判断の結果、都道府県が必要と認め、支給を承認した場合には、代表医療機関に対して給付金を支給する。
- ④ 代表医療機関は、他の統合関係医療機関に対する給付金の分配について、他の統合関係医

療機関と協議を行うものとする。

イ. 申請受付開始日及び申請期限

- ① 都道府県は、給付金の支給について、可能な限り速やかに開始できるよう努めた上で、申請受付開始日を決定するものとする。
- ② 申請期限は、都道府県医療審議会の開催日程等を踏まえ、都道府県において定める。
- ③ 判断の結果、都道府県が必要と認め、支給を承認した場合には、代表医療機関に対して給付金を支給する。
- ④ 代表医療機関は、他の統合関係医療機関に対する給付金の分配について、他の統合関係医療機関と協議を行うものとする。

（3）債務整理支援給付金支給事業

ア. 申請及び支給の方法

- ① 給付金の支給を受けようとする承継医療機関は、開設地の都道府県に対し、以下の書類を添えて申請を行う。
 - i 債務整理支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書
 - ii 承継医療機関と廃止となる医療機関間の残債引継に関する申合せ書及び引継債務の明細及び公認会計士等による意見聴取書（別添「手続実施結果報告書」）。なお、引継債務の明細には、必ず以下の事項の記載を含むこと。
 - ・ 借入金
債務の内容や用途（事業用資産の取得、運転資金など）を記載し、借入申込書、金銭消費貸借契約書等を添付すること。
 - ・ 買掛金、未払金などその他の債務
債務の内容、金額、相手先を記載すること。
 - iii 統合によって廃止となる医療機関の未返済の債務を返済するために、金融機関から新たに受けた融資の貸付契約書（廃止医療機関の残債の返済に関する融資である旨の記載があること。）の写し及びこれに係る償還年次表
 - iv 国税の納税証明書、社会保険料納入証明書及び労働保険料等納入証明書
 - v 医療機関統合支援給付金の申請を行っている場合はその申請書の写し、既に交付決定を受けている場合は、交付決定通知書の写し
- ② 都道府県は、審査の上、給付金を支給する。なお、医療機関統合支援給付金の統合関係医療機関ではない場合は対象とはすることはできない。

イ. 申請受付開始日及び申請期限

- ① 都道府県は、給付金の支給について、可能な限り速やかに開始できるよう努めた上で、申請受付日を決定するものとする。
- ② 申請期限は必要な事務手続きの期間等を考慮して都道府県において定める。

5 給付金の返還

(1) 単独支援給付金支給事業

都道府県知事は、給付金の支給を受けた開設者又は開設者であった者が、以下の①から③に定める事項のいずれかに該当する場合、支給を行った給付金の全額又は一部の返還を求めること。

- ① 単独病床機能再編計画に記載の内容について達成が見込めなくなった場合
- ② 給付金の支給を受けた日から令和9年3月31日までの間に、同一の構想区域（医療法第30条の4第2項第7号に規定する構想区域をいう。以下同じ。）に開設する医療機関において、対象3区分の許可病床数を増加させた場合（ただし、特定の疾患に罹る者が多くなる等の事情により、厚生労働大臣及び都道府県知事が特に認める場合に許可病床数を増加させる場合はこの限りではない。）
- ③ 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合

(2) 統合支援給付金支給事業

都道府県知事は、給付金の支給を受けた統合関係医療機関が、以下の①から③に定める事項のいずれかに該当する場合、支給を行った給付金の全額又は一部の返還を求めるこ

- ① 統合計画に記載の内容について達成が見込めなくなった場合
- ② 統合関係医療機関が、給付金の支給を受けた日から令和9年3月31日までの間に対象3区分の許可病床数を増加させた場合（ただし、特定の疾患に罹る者が多くなる等の事情により、厚生労働大臣及び都道府県知事が特に認める場合に許可病床数を増加させる場合はこの限りではない。）
- ③ 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合

(3) 債務整理支援給付金支給事業

- ① 都道府県知事は、給付金の支給を受けた開設者が、以下の i 又は ii に定める事項に該当する場合、支給を行った給付金全額の返還を求めるこ
- i 給付金の支給を受けた日から令和9年3月31日までの間に、同一の構想区域に開設する医療機関において対象3区分の許可病床数を増加させた場合（ただし、特定の疾患に罹る者が多くなる等の事情により、厚生労働大臣及び都道府県知事が特に認める場合に許可病床数を増加させる場合はこの限りではない。）
- ii 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合
- ② 給付金の支給を受けた開設者は、本給付の支給を受けた後、融資先の変更や繰り上げ返済等により本給付申請時の元本の年率（上限0.5%）を下回ることとなり、新たな年率適用後の給付金残額が当初の年率を踏まえた給付金残額と比して上回ることとなった場合、差額を都道府県知事へ返還すること。

別記4

I 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

1 事業実施主体

地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となつていると都道府県知事が認める（1）に掲げる医療機関が行う（2）の事業を行う者とする。

（1）対象医療機関

次のいずれかを満たす医療機関。

- ① 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1,000件以上2,000件未満であり、地域医療に特別な役割がある医療機関
- ② 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1,000件未満の医療機関のうち、次のいずれかに当てはまる医療機関
 - ア 夜間・休日・時間外入院件数が、年間で500件以上であり、地域医療に特別な役割がある医療機関
 - イ 離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しないなど、特別な理由の存在する医療機関
- ③ 地域医療の確保に必要な医療機関であつて、次のいずれかに当てはまる医療機関
 - ア 周産期医療、小児救急医療機関、精神科救急等、公共性と不確実性が強く働く医療を提供している場合
 - イ 脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療を担う医療機関であつて一定の実績と役割がある場合など、5疾患6事業で重要な医療を提供している医療機関
- ④ 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関

※①及び②の救急医療に係る実績は、当該医療機関が病床機能報告により都道府県へ報告している4月から3月までの1年間における実績とする。

（2）対象事業

医師の労働時間短縮に向けた取組として、医療機関が作成した「医師労働時間短縮計画」に基づく取組を総合的に実施する事業であつて、次の①～④のいずれをも満たすこと。

- ① 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。
- ② 年の時間外・休日労働が960時間を超える又は超えるおそれがある医師を雇用している医療機関で、労働基準法第36条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定（以下「36協定」という。）において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が720時間を超えていること。

※「年の時間外・休日労働が 960 時間を超えるおそれがある医師を雇用している医療機関」は、「年の時間外・休日労働が 720 時間を超える、960 時間以下の医師を雇用している医療機関」をいう。

- ③ 医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成すること。その上で、特定労務管理対象機関においては、G-MISに登録すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。
- ※ 実際に労働時間が短縮していることは毎年、本補助金の実績報告時に確認するものとする。
- ④ 「医師労働時間短縮計画」に基づく取組事項を当該医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

2 補助対象経費

「1 (2) 対象事業」に定めた総合的な取組に要する経費。

※診療報酬により医師事務作業補助体制加算及び看護補助加算を取得している場合、その加算の対象範囲において更に本事業の対象とすることはできないが、その加算を取得していない場合又は加算を取得していてもその加算対象とならない範囲においては本事業の対象とすることができます。

3 基準額

- (1) 当該医療機関が病床機能報告により都道府県へ報告している最大使用病床数（療養病床除く。1 (1) ③において「精神科救急」を根拠とする対象医療機関の場合は病床機能報告における同時点での精神病床の最大使用病床数とする。）1床当たり、133 千円を標準単価とし、当該病床数に乗じて得た額を補助額の基準とし、経費に対してそれぞれ別表の 6 の補助率を乗じて得た額とを比較して少ない額とする。

ただし、報告している病床数が 20 床未満の場合は、20 床として算定する。

- (2) 以下、①を満たす場合に、1床当たりの標準単価を 266 千円まで可とする（令和8年度までの措置）。

令和9年度以降については、令和8年度以降に医療機関勤務環境評価センターの評価を受けた医療機関であって、①～③を満たす場合に、②、③の該当する要件に応じて示す額を標準単価に加算した額とすることを可とする。

- ① 以下のいずれかを満たすこと。

ア 「大学病院改革ガイドライン」に基づき、「大学病院改革プラン」を策定した大学病院本院であること。

イ 医療機関勤務環境評価センターの評価を受審した特定地域医療提供医療機関又は

連携型特定地域医療提供医療機関であって、各年度において、下表に示す時間外・休日労働時間を超過する 36 協定を締結する特定地域医療提供医師（B 水準医師）又は連携型特定地域医療提供医師（連携 B 水準医師）がいなかつたこと。また、面接指導養成講習を修了している者が、3 人以上又は特定対象医師 10 人あたり 1 人以上いること。

| | |
|--------------------|----------|
| 令和 6 年度の時間外・休日労働時間 | 1,860 時間 |
| 令和 7 年度の時間外・休日労働時間 | 1,785 時間 |
| 令和 8 年度の時間外・休日労働時間 | 1,710 時間 |

- ② 対象項目（必須項目以外の項目のうち一定の項目）の達成数に応じて最大 1 床あたり 93 千円まで加算した額を標準単価とすることを可とする。
- ③ 以下の左欄のいずれかに該当する場合、右欄の額を加算した額を標準単価とすることを可とする。

| | |
|---------------------------------|--------------|
| 評価項目 79～81（アウトカム項目）の改善数が 1 項目 | 1 床あたり 13 千円 |
| 評価項目 79～81（アウトカム項目）の改善数が 2 項目 | 1 床あたり 27 千円 |
| 評価項目 79～81（アウトカム項目）の改善数が 3 項目以上 | 1 床あたり 40 千円 |

II 地域医療勤務環境改善体制整備特別事業

1 事業実施主体

医療機関としての指導体制を整備し、基本的な診療能力に加え、最新の知見や技能又は高度な技能の習得できるような医師を育成する医療機関（以下「医師を育成する医療機関」という。）のうち、病床あたりの医師数を一定数以上確保し、あるいは幅広い症例に対応するための多領域の診療科を設置した上で、病院としての指導体制を整備し、医師を育成する医療機関として都道府県知事が認める（1）に掲げる医療機関が行う（2）の事業を行う者とする。

（1）対象医療機関

次のいずれかを満たす医療機関。

- ① 地域医療に特別な役割を担う医療機関のうち、基幹型臨床研修病院又は基本19領域のいずれかの領域における専門研修基幹施設であって、「一般病床の許可病床数100床あたりの常勤換算医師数が40人以上」かつ「常勤換算医師数が40人以上」の医療機関
※常勤換算医師数は、病床機能報告により都道府県へ報告している医師数（非常勤医師数を含む）
- ② 地域医療に特別な役割を担う医療機関のうち、基幹型臨床研修病院かつ基本19領域のうち10以上の領域において専門研修基幹施設である医療機関

（2）対象事業

医師の労働時間短縮に向けた取組として、（1）に該当する医療機関が作成した「医師労働時間短縮計画」に基づく取組を総合的に実施する事業であって、次の①～④のいずれにも該当すること。

- ① 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。
- ② 年の時間外・休日労働が960時間を超えるまたは超える恐れがある医師を雇用している医療機関で、労働基準法第36条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定（以下「36協定」という。）において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が720時間を超えていること。
- ③ 医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成すること。その上で、特定労務管理対象機関においては、G-MISに登録すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。
- ④ 医師労働時間短縮計画に基づく取組事項を当該医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

2 補助対象経費

「1（2）対象事業」に定めた総合的な取組に要する経費。

※診療報酬により医師事務作業補助体制加算及び看護補助加算を取得している場合、その加算の対象範囲において更に本事業の対象とはできないが、その加算を取得していない場合又は加算を取得していてもその加算対象とならない範囲においては本事業の対象とすることができる。

3 基準額

(1) 当該医療機関が病床機能報告により都道府県へ報告している最大使用病床数（療養病床除く。）1床当たり、133千円を標準単価とし、当該病床数に乘じて得た額を補助額の基準とし、経費に対してそれぞれ別表の6の補助率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、報告している病床数が20床未満の場合は、20床として算定する。

(2) 以下、①を満たす場合に、1床当たりの標準単価を266千円まで可とする（令和8年度までの措置）。

令和9年度以降については、令和8年度以降に医療機関勤務環境評価センターの評価を受けた医療機関であって、①～③を満たす場合に、②、③の該当する要件に応じて示す額を標準単価に加算した額とすることを可とする。

① 以下のいずれかを満たすこと。

ア 「大学病院改革ガイドライン」に基づき、「大学病院改革プラン」を策定した大学病院本院であること。

イ 医療機関勤務環境評価センターの評価を受審した特定地域医療提供医療機関又は連携型特定地域医療提供医療機関であって、各年度において、下表に示す時間外・休日労働時間を超過する36協定を締結する特定地域医療提供医師（B水準医師）又は連携型特定地域医療提供医師（連携B水準医師）がいなかったこと。また、面接指導養成講習を修了している者が、3人以上又は特定対象医師10人あたり1人以上いること。

| | |
|------------------|---------|
| 令和6年度の時間外・休日労働時間 | 1,860時間 |
| 令和7年度の時間外・休日労働時間 | 1,785時間 |
| 令和8年度の時間外・休日労働時間 | 1,710時間 |

② 対象項目（必須項目以外の項目のうち一定の項目）の達成数に応じて最大1床あたり93千円まで加算した額を標準単価とすることを可とする。

③ 以下の左欄のいずれかに該当する場合、右欄の額を加算した額を標準単価とすることを可とする。

| | |
|------------------------------|-----------|
| 評価項目79～81（アウトカム項目）の改善数が1項目 | 1床あたり13千円 |
| 評価項目79～81（アウトカム項目）の改善数が2項目 | 1床あたり27千円 |
| 評価項目79～81（アウトカム項目）の改善数が3項目以上 | 1床あたり40千円 |

4 交付条件

更なる地域医療への貢献（医師不足地域の医療機関への代診医派遣等）に努めるこ
と。